

# 平成30年第2回 総務文教委員会会議録

平成30年6月19日

第2委員会室

開 会： 午前9時55分

委員長 堀 光 明

副委員長 橋 本 平 紀

2番委員 佐々木 透、3番委員 柘植孝彦、4番委員 遠山信子、5番委員 鵜飼伸幸

委員長 ; 皆さんおはようございます。定刻前ですが皆さんお揃いですので、ただ今から、平成30年第2回総務文教委員会を開会いたします。本日の会議は去る6月1日、15日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は次第書の順序で行いますのでよろしくお願いいたします。それでは初めに、市長さんにご挨拶をお願いいたします。

市長 ; 皆様おはようございます。本日は第2回の市議会総務文教委員会ということで、早朝からお集まりいただきありがとうございます。まず始めに、今週月曜日でございました、大阪北部の大地震6弱ということでございますが、これでもって4人の方がお亡くなりになり、最新の今朝のニュースでは、376名以上の方が怪我をされたということでございます。改めてご冥福をお祈りいたしまして、それから、それぞれの被災された皆様にはお見舞いを申し上げたいと思います。私ども恵那市としては、まずは、災害対策本部の方で早急な確認をするということを申し上げましたし、後ほど教育長からご報告申し上げますが、特に学校、それから通学路におけるブロック塀の問題が非常に大きくなっております。恵那市の状況も後ほどご報告申し上げます。それから、その前日でございました、6月17日の日曜日ですけれども、明智ではフォトロゲイニングというイベントがございまして、全国から347名の皆様にお越しいただいて、テレビの取材も入ったということで大変な賑わいでした。同じ日、岩村ではふくろうまつりということで、こちらもお客様にお越しいただきまして、主催者の発表では4千人の来場者ということでございました。私も見てまいりましたが、大変な賑わいでした。なんとかこの賑わいを、少しでも長く続けたいなと感じておるわけでございます。それでは教育長からご報告申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

教育長 ; おはようございます。今、市長がお話されましたように、昨日の大阪北部の地震で高槻市の寿栄小学校の児童が大変気の毒なことがありました。私ども、恵那市内の学校

においても、既に昨日の地震直後の時点で校長から何校かは、特に異常なしという報告がありましたが、全てではありませんでしたので、改めて今後この地が被災に会う可能性があるわけですので、そういう目で、再度敷地内の倒壊あるいは物が落ちてくる、そういう所を再点検せよと、それから、通学路については毎年年度初めにPTAと共に通学路の点検はしておりますが、ここでの視点は交通安全上ということですので、改めて被災と、地震というようなことを視点に措きながら、再度通学路についても点検をせよという指示をしたところでございます。現時点では全く異常があるというようなことはゼロでございますけれども、この後また、ここ危ないんじゃないかというような情報がありましたら、また対応していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

委員長 ; ありがとうございます。続きまして議長さん挨拶をお願いします。

議長 ; 皆さんおはようございます。今日は第2回の総務文教委員会ということで、早朝よりご苦労さんでございます。先ほど市長さんからお話しがあったように、大阪北部の地震で亡くなられた方にお悔やみ申し上げるわけですが、幸いにもこの地域、そういう地震だとか色んなものが今まで無い訳でございますので、そういうに安心せずに、先ほど話があったように万全な体制、それと皆さんがそういう意識を持ってもらうような働きかけをしていただけると有り難いなというふうに思います。それでは、今日は議題も意外と少ないようでございますが、慎重審議よろしくお願いたします。

委員長 ; ありがとうございます。それでは議題に入りますが議案の内容は、本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。なお、発言につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクの赤ランプが点灯していることを確認し、マイクに向かって発言するようにお願いたします。

---

委員長 ; それでは、「議第46号 恵那市税条例等の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。4番委員。

4番委員 ; お伺いします。一番初めのカッコ1の所ですけど、個人所得課税の見直しということで、これをすると、働いている若いお母さんというか、その人はどのようなメリットがあるのでしょうか。どのような恩恵があるかお聞きしたいと思います。

委員長 ; 税務課長。

税務課長 ; 経済社会の著しい構造変換の中で、働き方改革が様々な面で多様化して、近年、特定の企業に属さず、専門分野の能力を活かしたフリーランスとして、業務単位で仕事を

請負う、子育てをしながら、会社員時代に培った技能を活かし、業務単位の仕事を請負う起業支援等の形で活躍するなど、多様な働き方が増えております。様々な働き方を応援し、働き方改革を後押しする観点から、特定の収入のみに適応される給与所得控除や公的年金等控除はどのような所得にでも適用される基礎控除に負担調整の比重を移していくことが今回の改正になります。給与所得控除、公的年金を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げるといような改正になります。続きまして給与所得控除ですが、給与所得控除が給与所得者の勤務関連支出や主要国の概算控除額と比べて過大となつております。控除額が上限となると給与収入で850万円を超として引き下げることとしております。ただし、子育て世代や子育てや介護に対して配慮にする観点から、22歳以下の扶養親族が同一世生計内にいる場合や、特定障害者控除の対象となる方の場合については、扶養親族がいる場合については、負担が生じないように配慮をするものでございます。以上が今回の改正の給与等年金等の主な改正内容になります。

委員長 ; 他にありませんか。4番委員。

4番委員 ; 今まで、働きすぎると税金がかかるので遠慮しなあかんとかとお母さん達が言っていますね、旦那さんが正社員だと。いうのについて前よりも緩和されたところというふうに解釈してよろしいか。

委員長 ; 税務課長。

税務課長 ; 働き方改革の改正になりますが、一定の所得がある方、収入がある方については、増額の傾向が出てくると思います。ただ、基本的には給与収入と公的年金等の控除額を下げて、その分を全体に使える基礎控除に回したということで、働くお母さんと、そういった方達については、メリットがあるのではないかというふうに考えます。

委員長 ; 他にありませんか。4番委員。

4番委員 ; 続けて、固定資産税ということで、説明いただいたんですけども、ちょっと分からないことがあるので、聞かせていただきたいんですけども。固定資産税の(2)の見直しということで、生産革命実現に向けた特例措置の創設ってということについてお聞きしたいのでお願いします。これで労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資をした場合は、その設備投資したこれ会社ですか、の税金をまけると、こういう事ですね。この事について、具体的に言うとちょっと、どういう設備投資を3%以上向上する設備投資をすると、税金をまけるとい、ちょっともう少し詳しく説明していただきたいと思います。

(マイクオフ: 商工じゃない、違う、うん商工、違うらここだよ資産税、ここだもん、

うんうん、ここだよ)

委員長 ; 商工課長。

商工課長 ; 生産性革命実現に向けた特例措置の創設ということで、生産性が3%向上する設備投資をすると、固定資産税を3年間特例措置として0%にするということです。どうやったら3%というのが分かるのかというようなご質問だと認識しております。まず、これについては、事業者が先端設備等導入計画という計画書を作ります。その中で、機械類を換えるなどの計画を立てていただく訳ですが、それぞれの機械については、日本工業会という団体がありますが、そこが認定をして、この機械であれば1%は向上します。などの認定をします。機械類についてはそこで確認をし、年平均3%労働生産性という部分については、商工会や商工会議所、こういった支援機関にその事業者さんが相談をします。その支援機関さんの方で、事業計画を見て認定を下すというものでございまして、いわゆる、第三者機関が認定した計画に基づいて、その設備を実際に入れて事業を行なっていただくというような仕組みになっております。

委員長 ; 他にありませんか。4番委員。

4番委員 ; 市のたばこ税の事について続けてお聞きしたいのですが、これによってたばこ税はどういう方向になっていきますか。教えてください。

委員長 ; 税務課長。

税務課長 ; たばこ税についてご説明させていただきます。道府県たばこ税及び市町村たばこ税、合せて地方のたばこ税と言っておりますけれども、税収は全国で1兆円を超えております。地方団体にとって大変貴重な財源となっております。平成30年度税制改正においては、高齢化の進展による社会保障関係費の増加等もあり、国・地方で厳しい財政状況にあることを踏まえ、たばこ税の負担水準を見直すこととなりました。具体的には、国と地方の配分比率1:1を維持した上で、平成30年10月1日、32年10月1日、33年10月1日の3回に分けて、地方のたばこ税について1本当たり0.5円ずつ計1.5円、国と地方を合わせて、1本当たり1円ずつ計3円引き上げることとなりました。なお、税率の引上げに当たっては、消費者や葉たばこ農家、たばこ小売店等への影響を加味して、3回に分けて段階的に実施することとした所でございます。また、平成27年度税制改正により、平成31年4月1日に予定されております、旧3級品紙巻たばこに係る税率の引き上げを、平成31年10月1日実施に延期することとなっております。それから、加熱式たばこについては、現在、地方税法のパイプたばこに分類され、紙巻たばこと比べて税負担が低いというような事から、課税の公平性の観点から、平成30年度の税制改正において、その製品性を踏まえて課税方式への見直しを行うこととなりました。具体的には、加熱式たばこの区分を創設して、紙巻きたばこの本数への換算方法は、重量と価格を用いて、平成30年10月1日から段階的に実施することとなっております。以上が今回のたばこ税の改正についての概要になります。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; それでは、ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。討論あります。4番委員。

4番員 ; 労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資ということについて、ちょっと危惧があるので意見を言いたいと思います。働いている人が20年前、同じ8時間働いていて、Aという仕事の内容をしたけれど、こんにち8時間働いてAダッシュの仕事をしているという事を聞きました。そして、この3%以上向上する設備投資がされるとなると、労働者は同じ8時間の中で、Aダッシュ、A2ダッシュ、A3ダッシュまでの内容で、同じ時間内でも密度の濃い仕事をしなければならないという事で、時間内では8時間かも知れませんが、仕事内という事で大変こう、心も身体も大変だという事が起きてくるという事が、私は大いに想定されると思いますので、この固定資産税の見直しという事に関して、これは賛成できないなと思っておりますので意見を言います。どうぞ、ご意見よろしくをお願いします。

委員長 ; 他に討論ありませんか。3番委員。

3番委員 ; 賛成の立場で討論をさせていただきます。今条例につきましては、国の平成30年度の税制改正を受けて市として条例改正を行なうものでありますし、特に固定資産税の見直しにつきましては、中小企業を対象にしているという観点から、恵那市内にもかなりの中小企業がございますので、その恩恵はかなりあるというふうに見込んでおられると思います。よって、本条例については、賛成をさせていただきます。以上です。

委員長 ; 他に討論はありませんか。

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第46号 恵那市税条例等の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長 ; 挙手多数であります。よって「議第46号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第47号 恵那市都市計画税条例の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第47号 恵那市都市計画税条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第47号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第54号 中部圏都市開発区域の指定に伴う恵那市固定資産税の不均一課税に関する条例の廃止について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第54号 中部圏都市開発区域の指定に伴う恵那市固定資産税の不均一課税に関する条例の廃止について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第54号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第57号 平成30年度恵那市一般会計補正予算(第1号)(歳入歳出所管部分)」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。4番委員。

4番委員 ; 教育費特色ある教育推進事業費についてお聞きしてよろしいでしょうか。

(マイクオフ: はい、こっちの補正の、5ページ、補正のほうね、予算資料の5ページ、いいですか、どうぞ質問して)

特色ある教育推進事業費学ぶ力という事で、ふるさと魅力体験事業費、カリキュラム・マネジメント充実事業費と書いてありまして、これは、串原小・中学校にこれを適用をするという話がありましたが、なお、この事について、お聞きしたいと思しますのでよろしくお願ひします。この特色ある内容とは、どのような内容を目指してみ

えますか。求められているもの、期待されているものは何でしょうか教えてください。

委員長 ; 副教育長兼学校教育課長。

副教育長兼学校教育課長 ; この、ふるさと魅力体験事業とカリキュラム・マネジメント事業というのは、別の事業であります。どちらも、県の事業で市町村に委託をするという事業で、全額補助をしていただいておりますので市の持ち出しはありません。ひと言で言えば、ふるさと魅力体験事業は、郷土愛を育むという事が狙いです。カリキュラム・マネジメント充実事業は、新しい時代のカリキュラムのあり方について、研究をするという、そういう事業でございます。串原小・中学校が指定されたのは、後の方のカリキュラム・マネジメント充実事業でございます。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。4番委員。

4番委員 ; 郷土愛とっておりましたので、大変戸惑っておりますが、カリキュラムで新しい物を目指していく。もう少し具体的に話していただかないと分かりません。お願いします。

委員長 ; いいですか。副教育長兼学校教育課長。

副教育長兼学校教育課長 ; この、カリキュラム・マネジメント充実事業は、新しいカリキュラムを研究していくという事なので、色んな分野があるんですけども、今回串原小・中学校が指定されたのは、いわゆる小・中一貫教育の特に串原小・中学校が昔から大切にしてきた、ふるさと教育、ここに焦点を当てて、小中9年間で子ども達に郷土愛、もう一つふるさとの再生や活性化を目指していく。そういう思考力や表現力を高めていくと。いうことに焦点を絞った研究でございます。以上です。

委員長 ; はい。4番委員。

4番委員 ; そうすると、9年間の間の期間があるという事です。小学校1年生の頃から中学生になるまで、あるいはってことかなと思いますし、それから、このふるさと教育っていう中で、例えば昨年度まで俳句というような事がありましたけども、そのような事が含まれるという事ですか。

委員長 ; いいですか。副教育長兼学校教育課長。

副教育長兼学校教育課長 ; 詳しく説明させていただきますと、串原小学校ではこれまで、低学年では、ささゆりを中心とした自然観察や、環境保護。それから小学校の中学年では、串原こんにやく、こんにやくの栽培・作製を中心とした、地場産業の理解、それから、ほたるの観察保護を通した自然環境保護。高学年では、串原歌舞伎の実演を通した伝統文化の継承。それから中学校になりますと、伝統文化や自然環境、それから地場産業の探求、まちづくりへの提案とか、もう少し大人の視点から、小学校で学んできた事をまとめてい

くという作業をやっておりましたけれども、更にそれがどのような繋がりがあるのかということ。それから、これまでは小学校や中学校の側から、どちらかという地域へ提案をして、地域の様々な団体があります。例えば串原歌舞伎保存会、串原ささゆり保存会、串原壮健クラブ、地域保全協議会、ほたる保存会、串原こんにやく栽培作製従事者、ささゆり温泉の関係者とか、こういった色んな地域の団体があるんですけど、そこに学校の方からお願いして、講師を派遣してもらったりして学習しておりますけれども、それだけではなくて、こういった地域の団体の方々や地域関係者の人が学校と一体となって、どういうふうにするかを作り上げていくか、あるいは今後もっと活性化させていくか。というものを考えていく中で、じゃあ、小・中学校はこういうカリキュラムを組んでいくといいのだろうか、こういうのを2年間かけて研究していこうというものでございます。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。4番委員。

4番委員 ; 串原は、小さな学校・大きな教育という看板が掛けられていて、とっても前感動した覚えがありますが、今の事は、いわゆるコミュニティスクールと前から言ってみえますけども、この様な事と関連はありますか。

委員長 ; 副教育長兼学校教育課長。

副教育長兼学校教育課長 ; コミュニティスクールとの関連については、今後、まだ学校運営協議会が串原でも立ち上がったばかりですので、そこの中の活動と、このふるさとコミュニティのこの事業がですね、リンクしていくのか、あるいはまた、その中に乗っかっていくのかという事については、またこれからの事になっていくと思います。これからの課題だと思います。

委員長 ; 他にありませんか。2番委員。

2番委員 ; この、287万5,000円については、これは新たな事業なのか、この3つの内の何か付け加えなのか、お聞きしたい。

委員長 ; 副教育長兼学校教育課長。

副教育長兼学校教育課長 ; これは、この2つの事業の総額です。カリキュラム・マネジメントの方が50万です。残りが、ふるさと魅力体験事業の方です。内訳はこの通りです。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; それでは、ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 57 号 平成 30 年度恵那市一般会計補正予算(第 1 号)(歳入歳出所管部分)」  
は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 57 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第 58 号 恵那市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。3 番委員。

3 番委員 ; この条例は、地域再生計画の中の地域活力向上地域という事を出されておると思いますが。恵那市が指定している地域活力向上地域は、場所を見させていただくと産業の推進という目的で地域指定をされているというふうに思われますが、その説明を少ししていただきたいのと、もう一点、同じく、固定資産税の低減、いわゆる条例ではゼロというふうに、非課税というふうになっておりますが、ゼロから 1/2 というふうに多分決めれると思うんですが、ゼロについてというのは、それだけ優位性を保つという目的なのか、その辺の所を教えてくださいたいと思います。

委員長 ; 商工課長。

商工課長 ; まず、地域再生計画の中の地域活力向上地域の何処かというご質問でございます、いま議員おっしゃられたように、これは地域再生計画に位置づけられているものでして、岐阜県では県と市町村が共同で作成している計画になります。当恵那市では、東濃 5 市、可児市、御嵩町で、東濃クロスエリア特定業務施設整備事業計画というものを、平成 27 年 10 月に策定をしております。この中で地域活力向上地域を指定している訳ですが、今回の条例改正にあります、法 17 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業、この部分を課税免除という事にしましたが、これはいわゆる計画の中では、移転型と言われるものです。東京 23 区からの移転の場合該当になるという事です。具体的には、都市計画の用途地域、用途指定地域、既存の工業団地、それから開発可能地域というのを指定しております。この開発可能地域というのは、現在進めております西工業団地の所も入っております。指定した理由でございますが、地域活力向上地域は地方の活力の向上を図る事が特に必要な地域として、事業環境の整備を一体的に推し進める地域、それから既存の土地利用計画等との整合性を図りながら地域再生計画の目標を達成するために、効率的かつ、効果的に設定を下さい。という国の指針がございます。

これを鑑みて指定した部分が用途指定地域内と既存の工業団地という事でございます。  
以上です。

委員長 ; 他にありませんか。税務課長。

税務課長 ; 固定資産税の逡減税率についてご説明させていただきます。まずは、本社移転機能を積極的に推し進めるという観点から、固定資産税を課税免除としました。それと、今回の税制改正に伴って、同時に移転型、東京 23 区からの移転のみ課税免除を行う場合も、地方交付税の減収補填措置が追加されました。更に東濃 5 市においても、全て課税免除で対応していくという状況でございますので、今回の税制改正においては、課税免除で上程のほうさせていただきました。以上でございます。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; 討論ありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 5 8 号 恵那市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について」は原案とおりの可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長 ; 挙手多数であります。よって「議第 5 8 号」は原案のとおり可決することに決しました。

---

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書作成については、正副委員長にご一任いただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし。」と声あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、平成 30 年第 2 回総務文教委員会を閉会いたします。ご苦勞様でございました。

午前 10 時 28 分閉会

---

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 総務文教委員長 堀 光 明